

監 査 公 表

多監公第 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和5年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和5年6月16日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和5年5月10日～令和5年6月12日	議 会 事 務 局

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【議会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 8 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和5年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和5年11月15日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和5年10月5日～令和5年11月7日	総務課
令和5年10月5日～令和5年11月7日	選挙管理委員会事務局
令和5年10月2日～令和5年11月7日	財政課
令和5年9月28日～令和5年11月7日	防災安全課
令和5年10月5日～令和5年11月7日	総合政策課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【総務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【選挙管理委員会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【財政課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【防災安全課課】

1 指摘事項

該当事項なし

- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【総合政策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 9 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和5年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和5年12月4日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和5年10月17日～令和5年11月28日	税務課
令和5年10月16日～令和5年11月28日	会計課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【税務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【会計課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和5年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和5年12月19日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和5年10月26日～令和5年12月14日	情報課
令和5年10月26日～令和5年12月14日	都市計画課
令和5年10月31日～令和5年12月14日	市立病院
令和5年10月27日～令和5年12月14日	建設課
令和5年10月27日～令和5年12月14日	農林課
令和5年10月27日～令和5年12月14日	農業委員会事務局

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか

- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【情報課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【都市計画課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【市立病院】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【建設課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農林課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農業委員会事務局】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和5年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和6年2月29日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和6年1月12日～令和6年2月28日	教育委員会 学校教育課
令和6年1月12日～令和6年2月28日	教育委員会 教育振興課
令和6年1月12日～令和6年2月28日	商工観光課
令和6年1月15日～令和6年2月28日	人権・同和対策課
令和6年1月4日～令和6年2月28日	国民スポーツ大会推進課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【学校教育課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【教育振興課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【人権・同和対策課】

1 指摘事項

該当事項なし

- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【国民スポーツ大会推進課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 3 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和5年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和6年3月19日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和6年2月2日～令和6年3月15日	市民生活課
令和6年2月5日～令和6年3月15日	福祉課
令和6年2月1日～令和6年3月15日	健康増進課
令和6年2月5日～令和6年3月15日	地域包括支援課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 鷺崎 義彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【市民生活課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【福祉課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【健康増進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【地域包括支援課】

1 指摘事項

該当事項なし

- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和5年度財政支援団体等の監査の結果について次のとおり公表する。

令和6年2月29日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和6年1月12日～令和6年2月28日	株式会社 図書館流通センター

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和6年1月12日から2月28日まで

3 監査の対象

団体：(株)図書館流通センター

所管課：教育振興課

4 監査の項目

公の施設の管理（指定管理者）にかかる出納その他の事務

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

(1) 指定管理者関係

- ① 事業の執行は協定書及び基準書のとおり実施されているか。
- ② 会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。
- ④ 収納事務は適正に行われているか。
- ⑤ 施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ⑥ 施設の管理運営は適切に行われているか。

(2) 所管課関係

- ① 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか。
- ③ 協定書の締結は適正に行われているか。
- ④ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ⑤ 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか。

第2 監査の結果

監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

指摘、指導事項については、次のとおりである。公の施設の管理にあたっては、今後とも、厳正かつ効果的に遂行されるよう要望する。

【(株)図書館流通センター】

1 指摘事項

[管理運営に関する協定等に定める業務の履行について]

指定管理業務に関する基準書において、指定管理者が行う業務とされている事項で実施されていない事案が見受けられたことから基本協定書等の規定を順守されたい。

「多久市立図書館指定管理者業務基準書」

1 施設の利用に関する業務

(3) 窓口業務

⑥レファレンス業務 パスファインダー作成…未実施

早急を実施すること。

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：教育振興課】

1 指摘事項

[指定管理者の業務]

指定管理業務に関する基準書において、指定管理者が行う業務とされている事項で実施されていない事案があった。

指定管理者の管理運営の状況を的確に把握し、協定書等の履行確認を行うとともに、必要に応じて指導を行うなど、指定管理者の管理監督を適切に行われたい。

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和5年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

令和6年3月19日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 鷺 崎 義 彦

監 査 結 果 報 告 書

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和6年1月31日～令和6年3月15日	一般社団法人 多久市観光協会

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和6年1月31日から3月15日まで

3 監査の対象

団体：一般社団法人 多久市観光協会

所管課：商工観光課

4 監査の項目

令和4年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

*観光協会事業補助金 補助額 7,772,000円

*観光プロモーション事業補助金 補助額 3,300,000円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

(1) 財政援助団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

(2) 所管課関係

- ① 補助金の交付決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確なもので、公益上の必要性が認められるか。
- ③ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等に基づいているか。また補助金の額の確定は適正か。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

指摘、指導事項については、次のとおりである。補助事業の執行にあたっては、今後とも、厳正かつ効果的に遂行されるよう要望する。

【多久市観光協会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし